

「佐倉市立地適正化計画見直しについて」に寄せられた意見と市の考え方

1 意見募集結果

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 意見募集期間 | 令和5年6月1日から令和5年6月15日まで |
| 意見募集結果 | 意見提出者数 1人 意見数 2件 |
| 意見に対する対応 | 意見を参考に案を修正したもの 0件 原案のとおりとしたもの 2件 |

2 意見の内容と市対応

・いただいた意見につきましては、全文記載しております。

| No. | 項目 | 提出された意見の内容 | 意見に対する考え方 | 案の修正有無 |
|-----|--------------|---|--|--------|
| 1 | 見直しの基本方針について | <p>第9次改正で地域の自主性及自立性を高めるための改革を推進を図るための関係法律の整備に関する法律で都市計画法、建築基準法、土地整理法、公有地の拡大の推進に関する法律、都市再開発法、密集地における防災街区の整備の促進に関する法律、農地法などがあり、特に都市計画法では許可権者が都道府県知事から市村町長になる。</p> <p>佐倉市課題は、たくさんあり何を進めるかだと考えます。</p> <p>人口問題、高齢化、人口の減少、魅力ある佐倉はどこ？W構想で良いのか観光協会の人は観光2種の資格がない。公園緑地課の人は庭園管理士の資格者がいない。</p> <p>企業誘致の市長の先頭に立ち宣伝する力がみうけられない。</p> <p>1. 環境でビオトープを各学校に造る 2. 印旛沼の水上の利用をはかる（トライスラン大会（水上はスイムではなく、カヌーを使う）） 3. 公共のサッカー場を造る 4. 岩名運動公園に体育館を造る 5. 幼児から学生までの合宿のできるところに岩名運動公園にて多くの高校生や大学生を呼び佐倉で学び住むところをアピールする。日本選手権大会を開催する 6. 市制駅伝大会を佐倉市内をまわるコースにもどす、以前は和田スタート、臼井から市役所でした。 7. 空家対策で防災時の女性、幼児、妊婦、認知症の方など、避難所にする 8. 心のバリアフリー化をする 9. 佐倉市表玄関の整備（インター、JR佐倉、京成6駅（江原予定地含む）） 10. 市役所の各課ごとに各地に新しく建築してAI化をする 11. スポーツ健康都市の促進 12. 花いっぱい運動や語らいの出来る遊歩道を造る 13. 歴博の利用をして、歴史文化を図る 14. 屋外コンサートの出来るところを造り、文化祭を行う（人集め） 15. 各地で活動できる人、ステーション構想 16. 平和施策を促進するモニュメントを造る、広島の公園の様に 17. 外国人のインバウンドを図る。宿、食事の出来る場所、話しの出来るコーディネーターの養成 18. ゼロカーボンに車の乗り入れ禁止地区 19. 佐倉市で発電（地熱）する施設が出来る地区を造る 20. 人づくりは、100年柱教育に力をとお金、人を入れ道徳心のある教育佐倉を作る（江戸時代医学の佐倉） 21. 健康づくりで歩きの指導できる地区をつくり全国から良心のある人を佐倉に住んでもらう 夢のある佐倉 心のバリアフリー化した障がい者もスポーツの楽しめる合宿ができ児童と老人が共にスポーツや文化を味わえる場所つくりのある佐倉 道徳心があり新しいAIを活用できる自分を愛せる社会つくり 歩きはこころの芸術なり</p> | <p>立地適正化計画は、都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の立地、公共交通の充実等に関する計画です。</p> <p>計画の見直しに当たって、人口に関しては、高齢化、人口減少は将来の見通しとして避けられない課題として捉えています。</p> <p>また、市の玄関口となる交通拠点周辺の整備に関しては、現行計画においても市街化区域内の地域拠点である鉄道駅（京成佐倉駅、京成臼井駅、志津駅、ユーカリが丘駅、JR佐倉駅）を中心に都市機能誘導区域を設定し、医療・福祉・商業などの生活サービス施設を誘導・集約しこれら各種サービスの効率的な提供を図ることとしておりますので、計画の改定にあたっても現状の考え方を踏襲してまいります。</p> <p>健康づくりに関する地区というご意見に関しましては、現行計画の目標として基本的な方向性に「歩いて暮らせるまちづくり」を掲げており、改定計画においてもこの目標を継続してまいります。</p> <p>その他ご意見にある個別の施設の具体的な建設計画やソフト事業については、本計画の内容として定める予定はありません。</p> | 無 |
| 2 | 防災指針（素案）について | 防災から減災に考えることを変える。安全神話はもうない、何が発生するかわからない。他国がミサイルがくる時代だ | 防災指針につきましては、本計画では都市再生特別措置法に基づき「防災指針」というタイトルで災害対策について記載しております。災害リスクの抽出、施策の検討にあたっては、防災と減災の両方の観点からを行っておりますことから、計画策定の際はお寄せいただいたご意見を参考に、「減災」についても記述してまいります。 | 無 |

3 意見の入手方法

以下の場所で閲覧ができます。

・都市計画課執務室（4号館2階）